

越谷市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

越谷市危険物の規制に関する規則（昭和50年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（第1号様式）」を「省令第1条の6に規定する申請書」に改め、同条第2項中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改める。

第2条の2第3項中「第1号様式の3」を「第1号様式の2」に改め、同条第4項中「第1号様式の4」を「第1号様式の3」に改める。

第3条第1項中「危険物製造所等仮使用承認申請書（第2号様式）」を「省令第5条の2に規定する申請書」に改め、同条第2項中「危険物製造所等仮使用承認証（第2号様式の2）」を「危険物製造所等仮使用承認書（第2号様式）」に改める。

第11条第1項中「定める」を「規定する」に改め、「場合に限り」の次に「、同条に規定する書類」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。